

調布基地跡地運動広場 D 3 グラウンドほか整備工事

図面リスト

図面番号	図 面 名 称	縮 尺
A - 00	表紙・図面リスト	—
A - 01	特記仕様書（１）	—
A - 02	特記仕様書（２）	—
A - 03	案内図 配置図兼仮設計画図	No Scale 1/3,000
A - 04	【D 3 グラウンド】平面図	1/500
A - 05	【D 3 グラウンド】高低図	1/200
A - 06	【D 3 グラウンド】防球ネット嵩上げ・土留め要領図（参考図）	1/30 1/20
A - 07	【D 3 グラウンド】雑詳細図	1/300、1/50 1/30、1/20、1/5
A - 08	【E 5 グラウンド】平面図	1/500
A - 09	【E 5 グラウンド】高低図	1/300
A - 10	【E 5 グラウンド】雑詳細図	1/500、1/50 1/20、1/5
A - 11	【E 5 グラウンド】観覧席・スコアボード詳細図（参考図）	1/50 1/30

調布市総務部営繕課設計図承認日 令和 8 年 7 月 1 3 日

件名 調布基地跡地運動広場 D 3 グラウンドほか整備工事			
表紙・図面リスト	令和8年度	令和8年7月	No
	 調布市総務部営繕課		A-00 12枚の内

特記仕様書			第2編 工種別事項			第3節 工事現場管理		
第1編 共通事項			第1章 総 則			1.3.5 施工条件		
第1章 工事概要			第1節 共通事項			(4) 施工条件は、次による。		
1.1 工事件名			1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			● 現場作業期間は次による。		
調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			D3グラウンド：令和8年12月1日～令和9年1月29日		
1.2 工事場所			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			E5グラウンド：令和8年10月1日～令和8年11月30日		
調布市西町290番地3ほか			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			● E5グラウンドの工事は、令和8年11月30日までに完了し、引き渡すこと。		
1.3 工事内容			● 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間			● 原則として令和9年1月29日までに完了検査に合格し、引き渡しを完了させること。		
(1) D3グラウンド内野整備工事			当該期間については、請負契約締結後、監督員と協議の上、書面において定める。			● 万一事故等により損害を与えた場合は、受注者の責任において円満に解決すること。		
(2) D3グラウンド防球ネット嵩上げ工事			なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。			● 工事期間中は、施設利用者等の安全確保に努め、事前に施工計画、工程等の打合せを行い、十分な安全対策を施すこと。		
(3) D3グラウンド土留め改修工事			● 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間			(5) 低騒音・低振動型建設機械		
(4) E5グラウンド内野整備工事			(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。			● 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。		
1.4 工期			1.1.4 官公署その他への届出手続等			ア バックホウ		
(1) 週休2日制工事の適用については以下による。			(1) 工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。			イ クラムシエル		
本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。			(2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。			ウ トラクターショベル		
週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。			(3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。			エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン		
詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。			1.1.7 工事実績情報の登録			オ 油圧式杭圧入引抜機		
ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。			契約金額が500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。			カ アースオーガー		
なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。			登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。			キ オールケーシング掘削機		
また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。			【登録先】			ク アースドリル		
なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。			一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター			ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー		
第2章 一般事項			1.1.8 提出書類			1.3.7 施工中の安全確保		
調布市庁舎は、環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。			受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。			● 交通整理員及び警備員は、必要に応じて配置すること。		
この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などにあたっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。			ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。			1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制		
2.1 適用範囲			1.1.17 過積載の防止			● 環境により良い自動車利用		
(1) この特記仕様書は、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書（令和8年版 以下「標準仕様書」という）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。			本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。			本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。		
この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。			「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。			(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。		
(2) 本工事の設計図書等の優先順位は、次による。			第2節 工事関係図書			(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。		
1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。			1.2.1 実施工程表			なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。		
(3) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。			(4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。			第4節 材料		
(4) 本特記仕様書の各項目の●については、本工事において適用されるものであることを示す。			● 全体工程表			1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い		
2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等			● 月間工程表			工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。		
(1) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。			● 週間工程表			第6節 施工		
(2) 上記の指名に基づき、労働安全衛生法に規定する次の事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。			1.2.2 施工計画書			1.6.7 排出ガス対策型建設機械		
ア 統括安全衛生責任者			(4) 2.2.4「仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書について、監督員の承諾を受ける。			建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。		
イ 元方安全衛生管理者			1.2.5 試験、施工等の記録			(道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。)		
2.5 工事の入札等について			(3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。			第2章 仮設工事		
入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。			また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。			第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等		
第2編 工種別事項			● 作成する。			2.2.4 仮囲い等		
第1章 総 則			エ 写真帳の提出は、次による。			本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。		
第1節 共通事項			● 作成する。			● カラーコーン、コーンバー（必要に応じて）		
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			第3章 土工事			第3章 土工事		
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			第1節 共通事項			1.1.3 敷地整理		
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			3.1.3 敷地整理			(1) 敷地内にある障害物は、監督員の確認を受けて除去し、地均しをする。		
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			(1) 敷地内にある障害物は、監督員の確認を受けて除去する。また、重大な障害物を発見した場合は、監督員と協議する。			(5) 工事に支障となる軽易な障害物は、全て除去する。また、重大な障害物を発見した場合は、監督員と協議する。		
第2編 工種別事項			第1章 総 則			件名 調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事		
第1章 総 則			第1節 共通事項			特記仕様書（1）		
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			令和8年度		
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			令和8年7月		
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項			調布市総務部営繕課		
第2編 工種別事項			第1章 総 則			No		
第1章 総 則			第1節 共通事項			A-01		
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			12枚の内		
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。			● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間					
● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間			当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
当該期間については、請負契約締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。			第2編 工種別事項					
第2編 工種別事項			第1章 総 則					
第1章 総 則			第1節 共通事項					
1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）			(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない					

第 1 8 章 塗装工事

第 2 節 素地ごしらえ

18. 2. 2 木部の素地ごしらえ

施工箇所	種別
【E 5】観覧席 座板、踏板	A 種

第 1 2 節 木材保護塗料塗り（WP）

18. 12. 2 木材保護塗料塗り（WP）

施工箇所	【E 5】観覧席 座板、踏板			
工程	種別	規格番号	規格名称	塗付け量
下塗り	B種	JAS 18 M-307	木材保護塗料（WPステイン）	0. 06kg/㎡
上塗り	B種	JAS 18 M-307	木材保護塗料（WPステイン）	0. 06kg/㎡

第 2 1 章 外構工事

第 4 節 その他の外部工事

21. 4. 4 運動施設

(1) D 3 グラウンド及び E 5 グラウンド内野整備工事

ア 既存芝生及び草地鋤取り

図面該当部分に関して芝生及び草地を鋤取り、発生残土は場内処分とすること。また、混合土を充填する際には、外野と段差の無いうにすり付けること。

イ 基盤不陸整正・転圧工

ブルドーザ、タイヤローラー又は振動ローラー及び人力で調整し、勾配をつけること。

ウ 表面工

黒土・中目砂を7：3の割合で混合し、転圧後に計画高さとなるように敷き均し、振動ローラー、コートローラー及び人力で、不陸調整・均し転圧する。

エ 表面処理工

化粧砂（0. 002m3/㎡）と塩化カルシウム（国産）（1. 2kg/㎡）を散布し、ガイドローラーで転圧する。

21. 4. 6 その他の外部工事

(1) D 3 グラウンド防球ネット嵩上げ工事

ア 継柱金具及び継柱設置

既存の防球ネット支柱の頂部に継柱金具を設置し、継柱を固定する。

イ 嵩上げ分の防球ネット取付

継柱上部の両端にターンバックルを取り付け、嵩上げ分の防球ネットを設置する。

既存の防球ネット上端と嵩上げ分のネット下端を繋ぎ合わせる。

(2) D 3 グラウンド土留め改修工事

ア 既存土留め撤去

既設土留め板及び支柱を撤去する。

イ 土留め設置

土留め設置部分を掘削する。杭打機で単管を打ち込み、天端にキャップを取り付ける。裏板と土留め板を重ねてボルト固定する。土留め板同士は10mm程度のクリアランスを取る。打ち込んだ単管の内側に土留め板を設置し、土木シートを敷設の上、埋戻し、表面をランマー、ダンパーで転圧する。

第 2 7 章 塗装改修工事

第 2 節 下地調整

27. 2. 3 鉄鋼面の下地調整

施工箇所	種別
【D 3、E 5】観覧席 L型鋼製基台	R B 種

27. 4. 2 さび止め塗料塗り

施工箇所
【D 3、E 5】観覧席 L型鋼製基台

規格	規格番号	規格名称	塗付け量
E 種	JASS 18 M-109	弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー（弱溶剤系2液エポキシ錆止め）	0. 14kg/㎡

27. 8. 2 耐候性塗料塗り（D P）

施工箇所
【D 3、E 5】観覧席 L型鋼製基台

工程	規格番号・規格名称・種類	塗付け量
研磨紙すり	研磨紙 P 120～220	—
中塗り	JIS K 5659・鋼構造物用耐候性塗料・A 種中塗り塗料（2液型ポリウレタン樹脂塗料）	0. 14kg/㎡
上塗り	JIS K 5659・鋼構造物用耐候性塗料・A 種上塗り塗料（2液型ポリウレタン樹脂塗料）	0. 10kg/㎡

件名 調布基地跡地運動広場 D 3 グラウンドほか整備工事

特記仕様書（2）

令和8年度 令和8年7月

調布市総務部営繕課

No

A-02

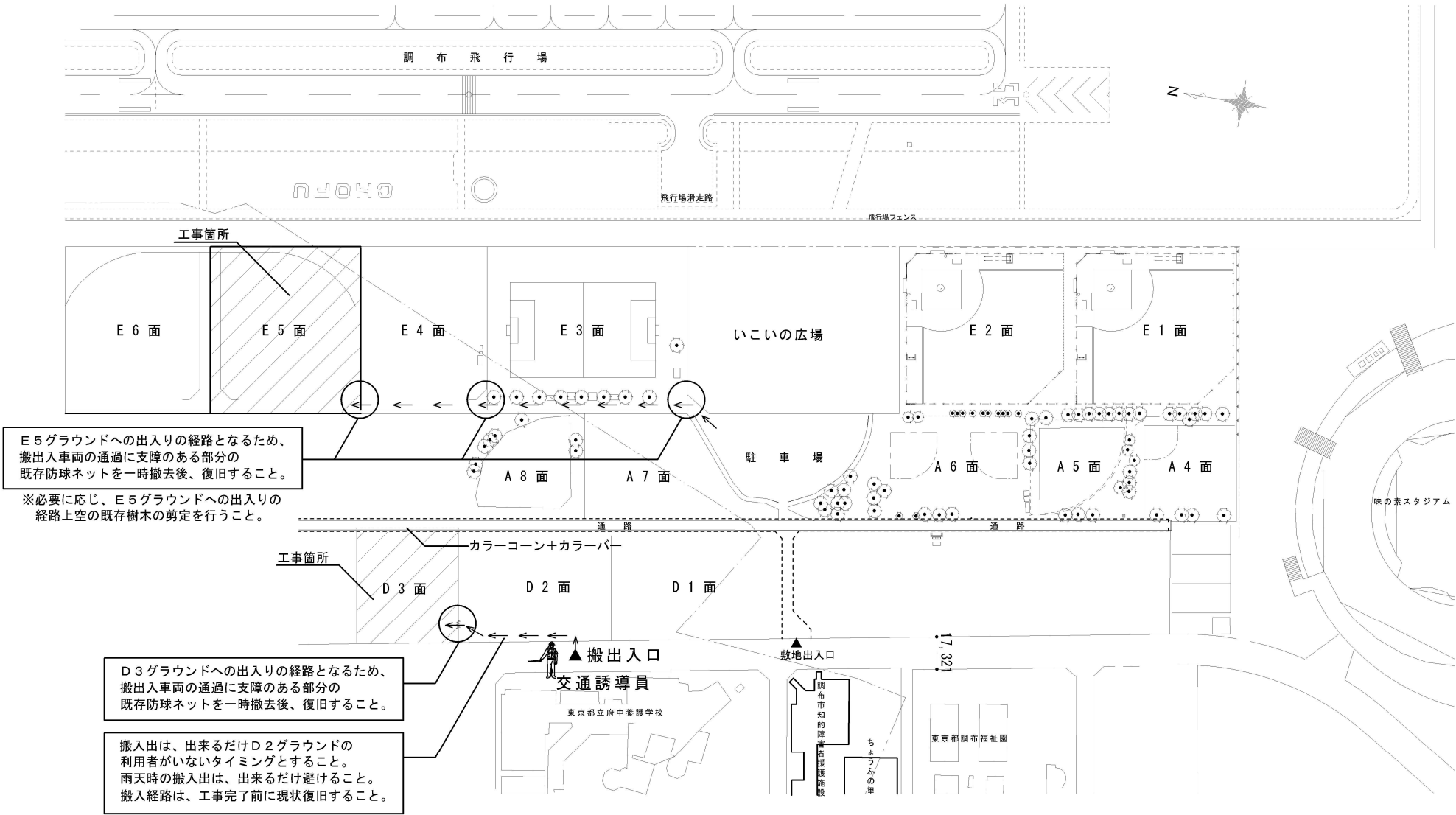
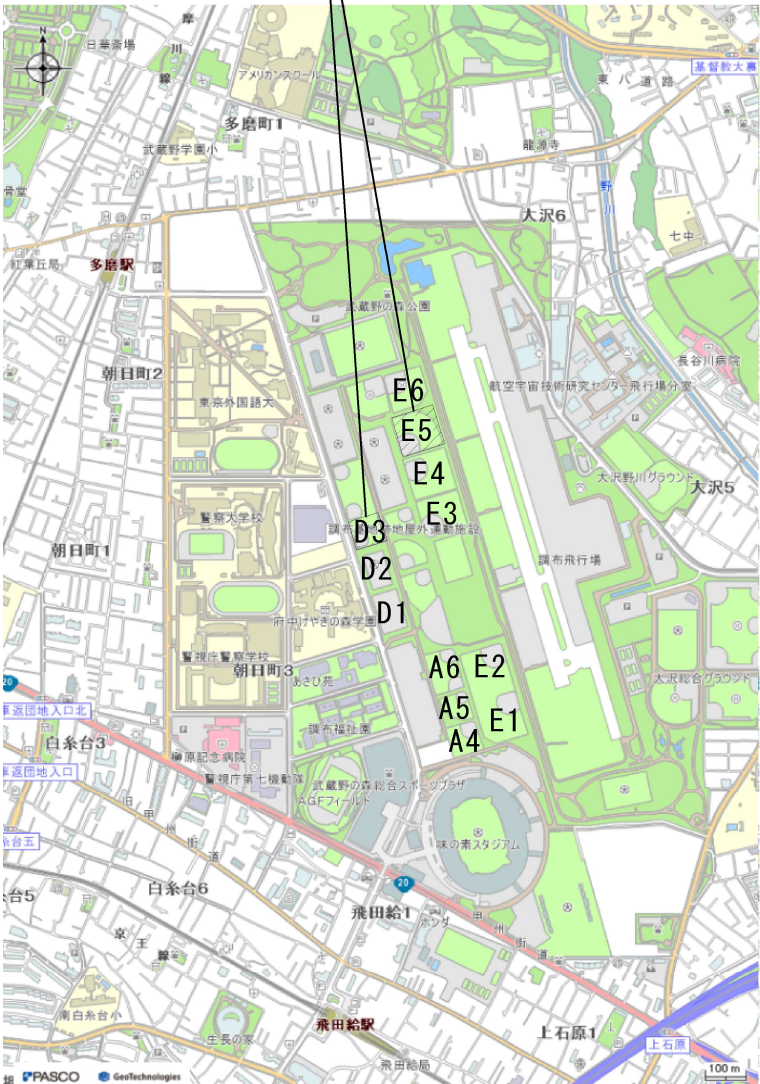
12枚の内

■仮設計画凡例

-----	カラーコーン及びカラーバー
▲	工事車両出入口
人	交通誘導員 資機材搬入出等に合わせて適宜配置

- ・仮囲いについては、利用者等の動線確保のため必要に応じて位置の移動をすること。
- ・資材等の搬入については、利用者等の安全確保に努めること。
- ・工事期間中に使用した範囲内に、釘等が落ちていないことを確認すること。

工事場所：調布市西町290番地3ほか
調布基地跡地運動広場D3及びE5グラウンド



配置図 兼 仮設計画図 1/3000

案内図

件名 調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事

案内図

令和8年度

令和8年7月

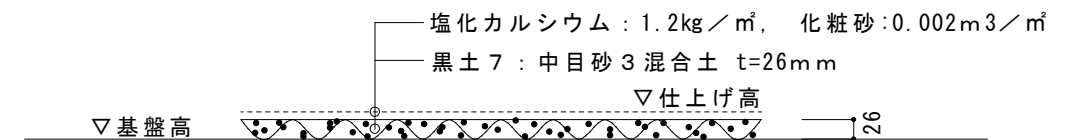
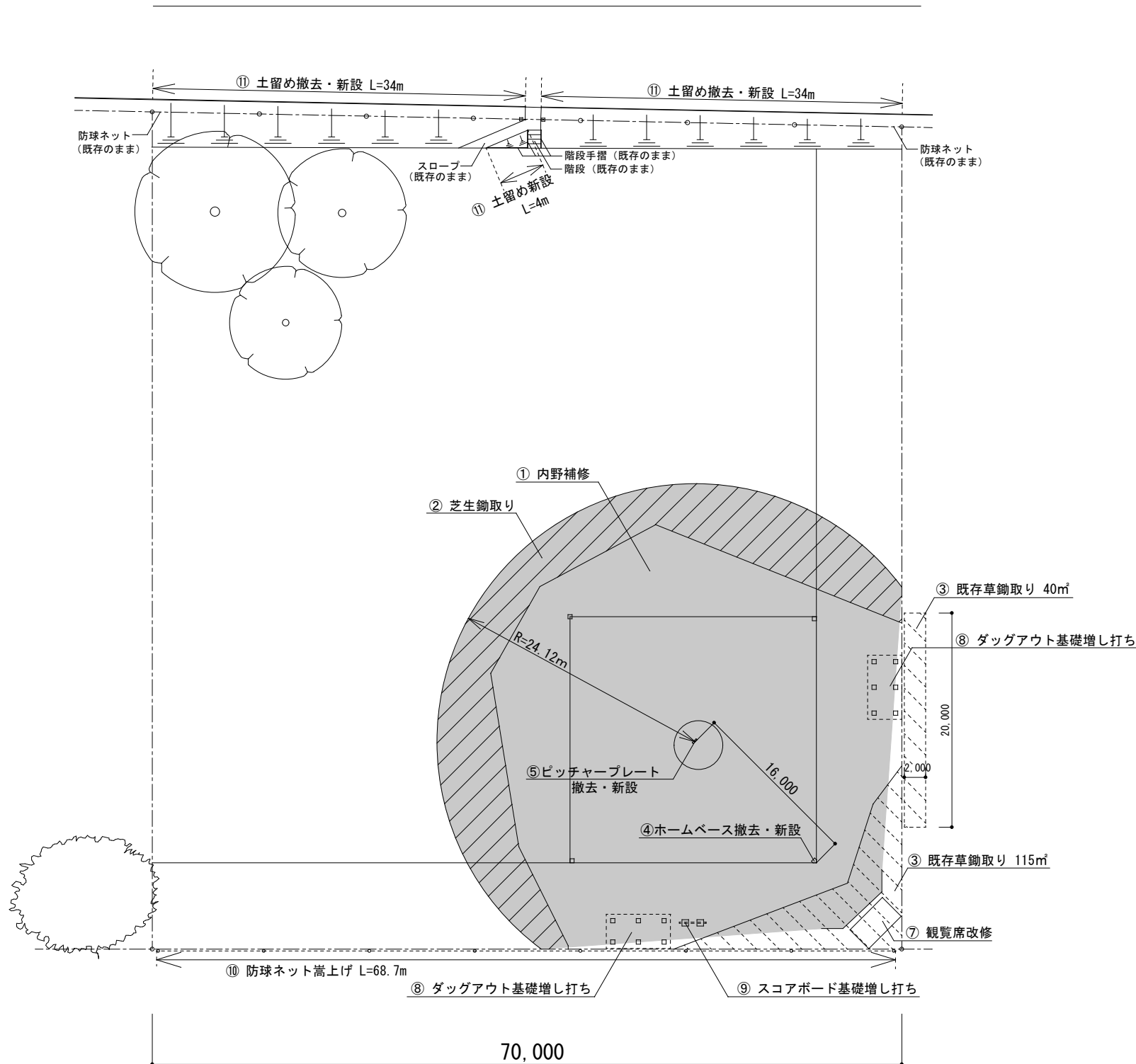
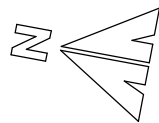
No

A-03

配置図兼仮設計画図 1/3000

調布市総務部営繕課

12枚の内



内野舗装断面図 S=1/10

	①	内野補修	1,704㎡	黒土7：中目砂3混合土 t=26mm
	②	芝生鋤取り	476㎡	
	③	既存草鋤取り	155㎡	
	④	ホームベース撤去・新設	1箇所	撤去新設 ※詳細はA-07参照
	⑤	ピッチャープレート撤去・新設	1箇所	撤去新設 ※詳細はA-07参照
	⑥	ポイント杭撤去・新設	31箇所	撤去新設 ※詳細はA-07参照
	⑦	観覧席改修	1箇所	改修 ※詳細はA-07参照
	⑧	ダッグアウト基礎増し打ち	12箇所	基礎増し打ち ※詳細はA-07参照
	⑨	スコアボード基礎増し打ち	2箇所	基礎増し打ち ※詳細はA-07参照
----	⑩	防球ネット嵩上げ	68.7m	高さ3m嵩上げ ※詳細はA-06参照
	⑪	土留め撤去・新設	72m	撤去 L=68m、新設 L=72m ※詳細はA-06参照

※塁ベースは既存・新設共なし（利用者が都度設置）

件名 調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事

【D3グラウンド】 1/500

平面図

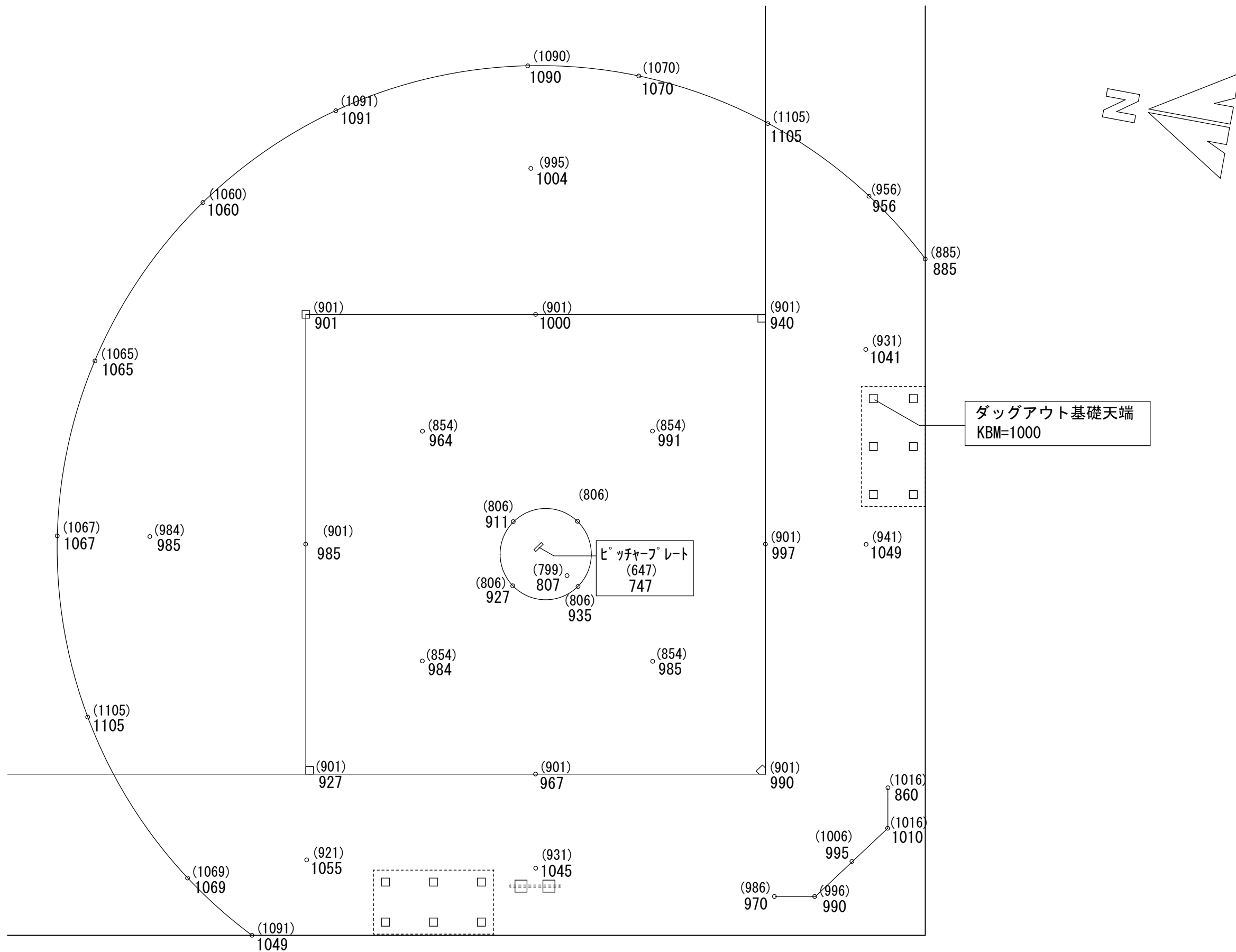
令和8年度 令和8年7月

調布市総務部営繕課

No

A-04

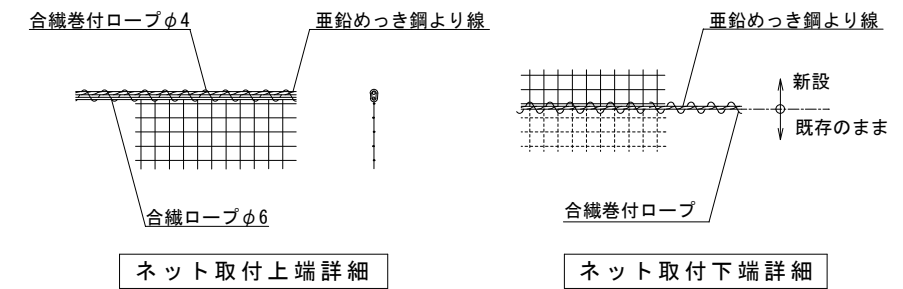
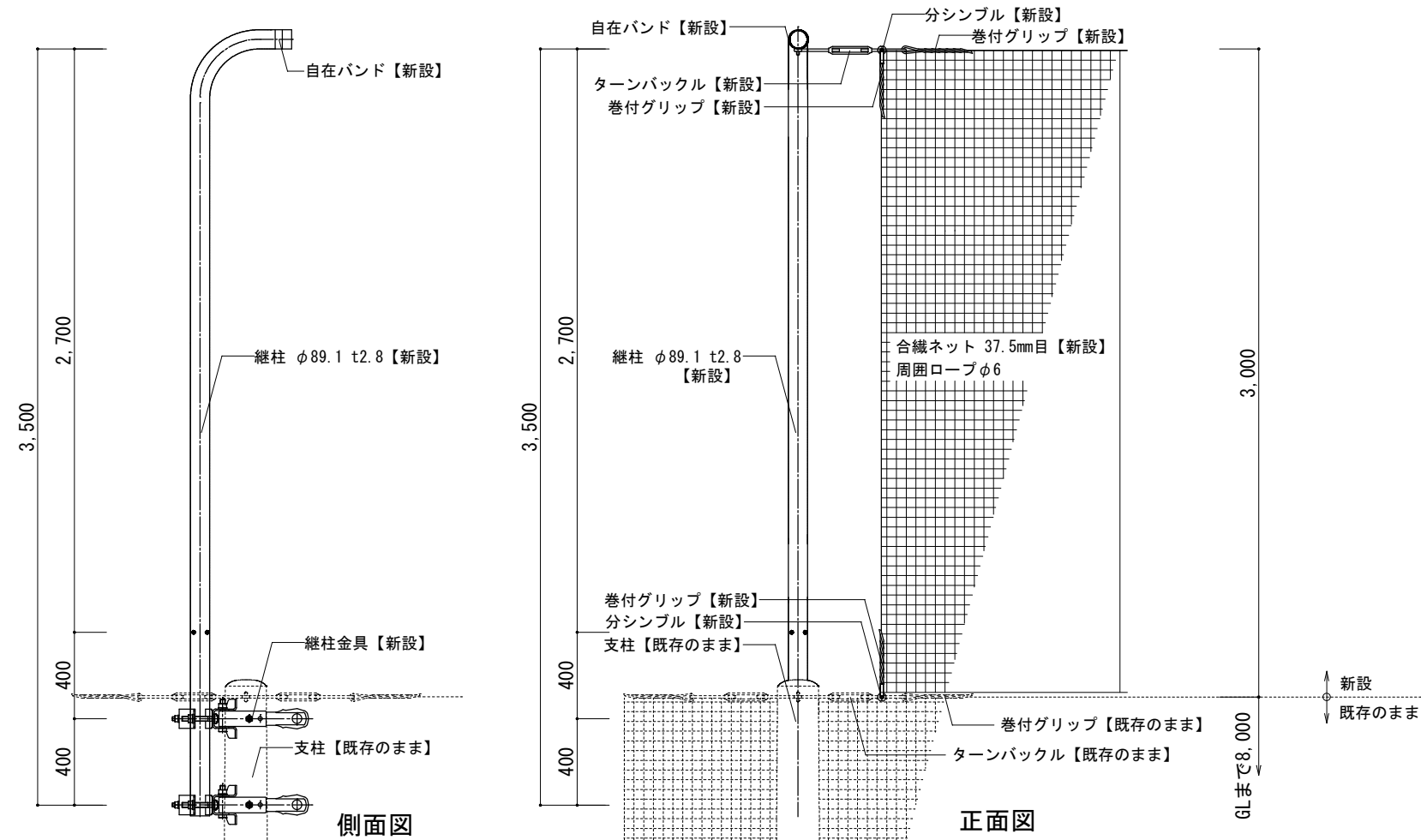
12枚の内



凡例

○ (計画高さ)
● 現況高さ

件名 調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事				
【D3グラウンド】 高低図	1/200	令和8年度	令和8年7月	No A-05 12枚の内
		 調布市総務部営繕課		



仕様

継柱：φ89.1 t2.8 表面処理 溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 HDZ40に準じる。）

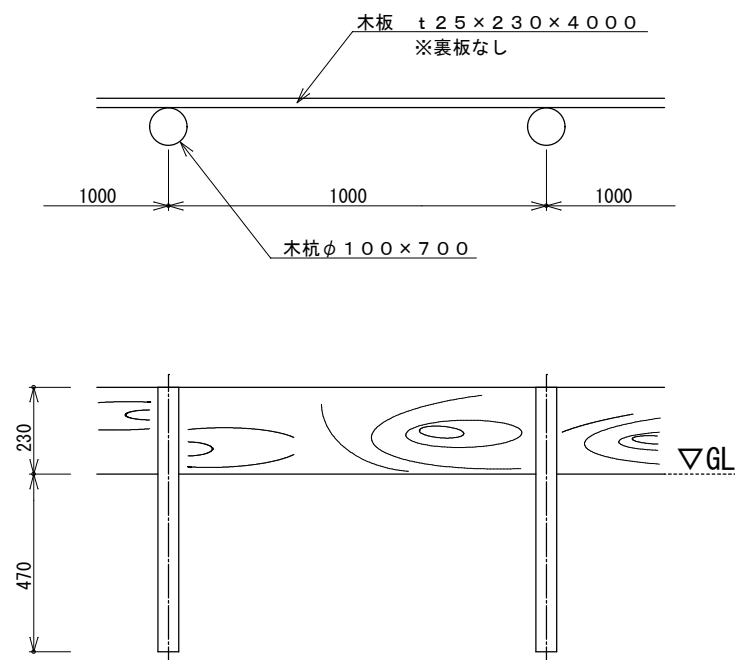
継柱金具：本体 SAPH440 表面処理 溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 HDZ40に準じる。）

ボルト、ナット等 SWRCH、SWRH、SS400

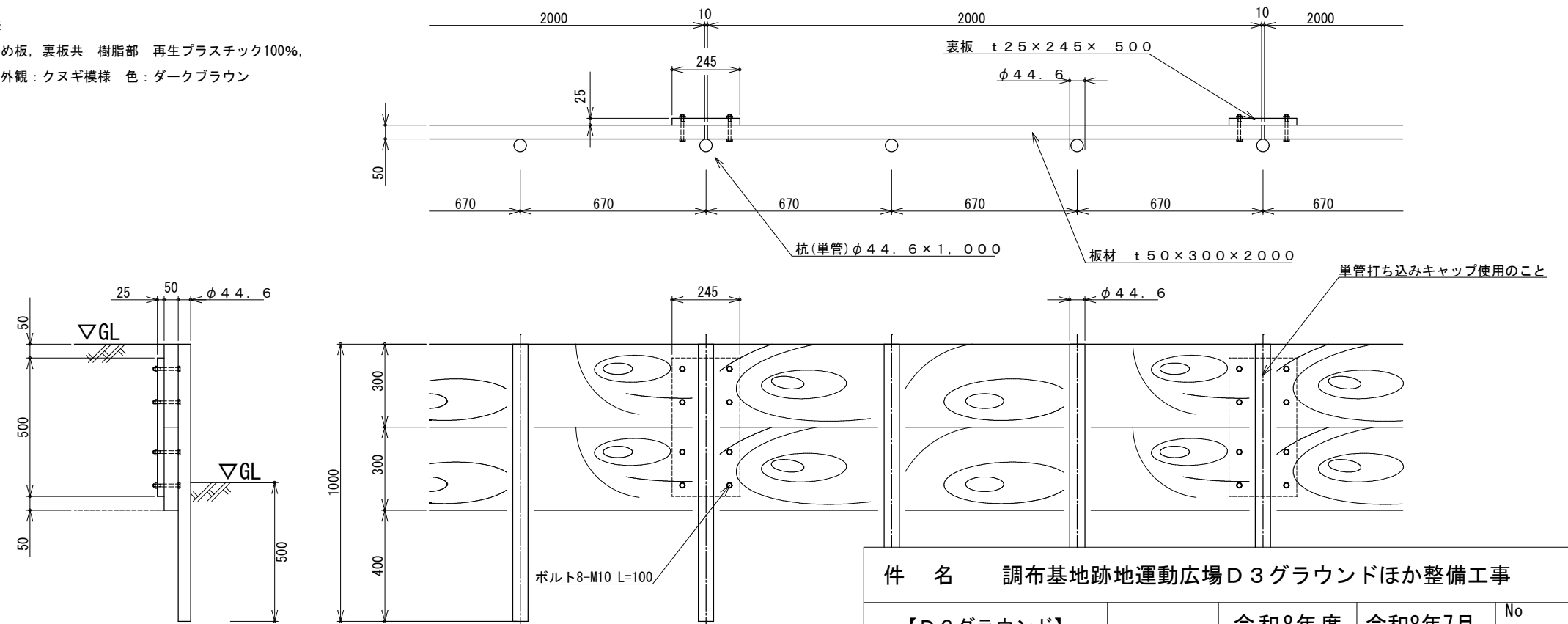
ターンバックル：SNR400A、SS400 溶融亜鉛めっき

亜鉛めっき鋼より線：7/2.60 JIS G 3537 2号1種A級

合繊ネット：440T 37.5mm目 無結節



仕様
土留め板、裏板共 樹脂部 再生プラスチック100%、
擬木外観：クヌギ模様 色：ダークブラウン



件 名 調布基地跡地運動広場Ｄ３グラウンドほか整備工事

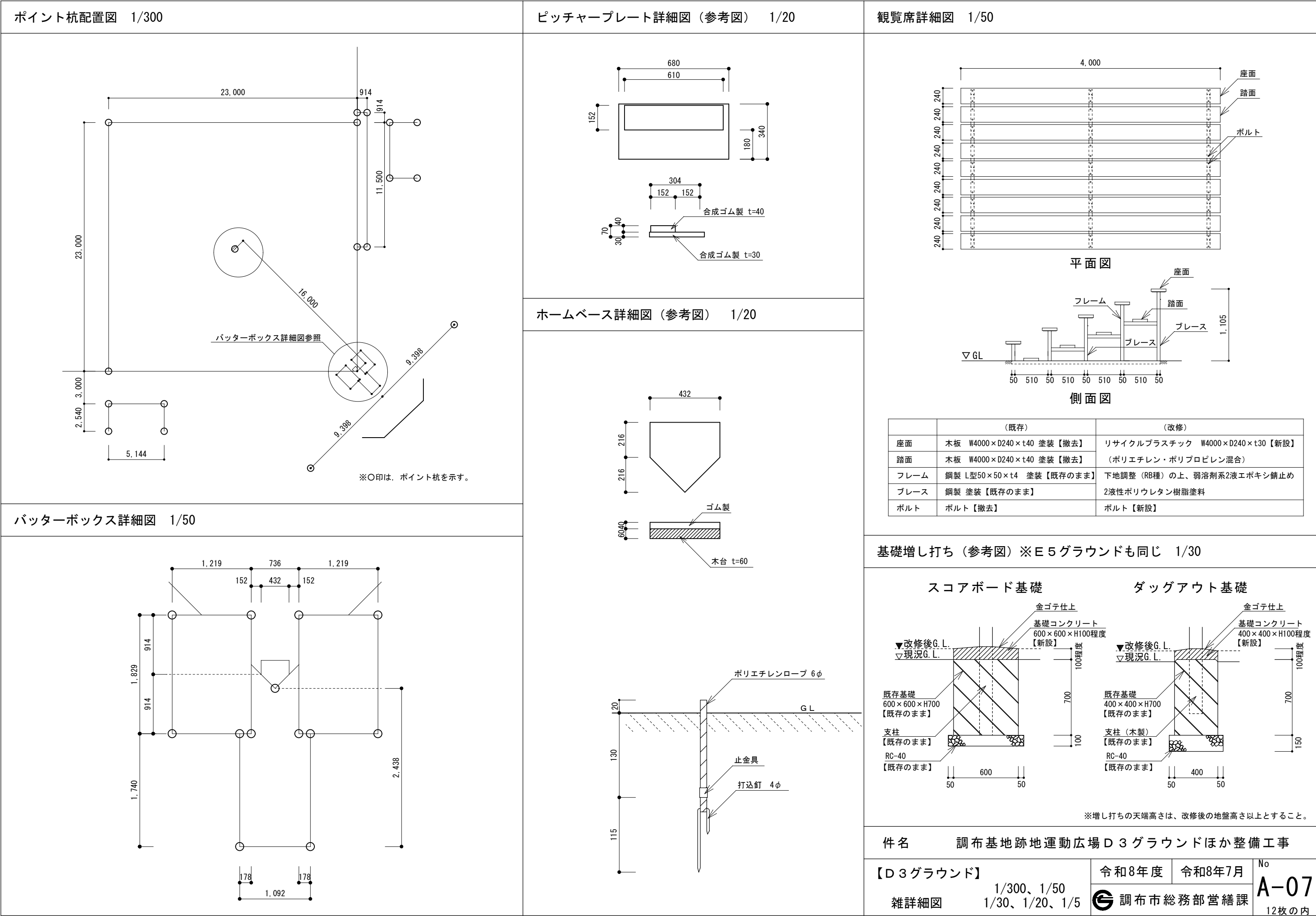
【D3グラウンド】
防球ネット嵩上げ
土留め要領図（参考図）

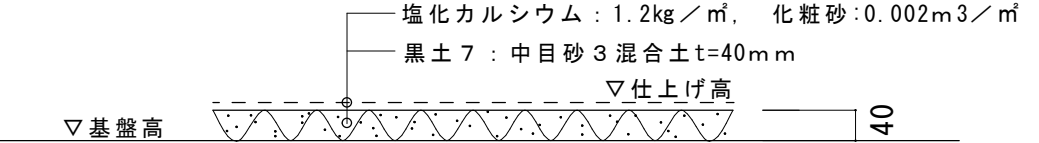
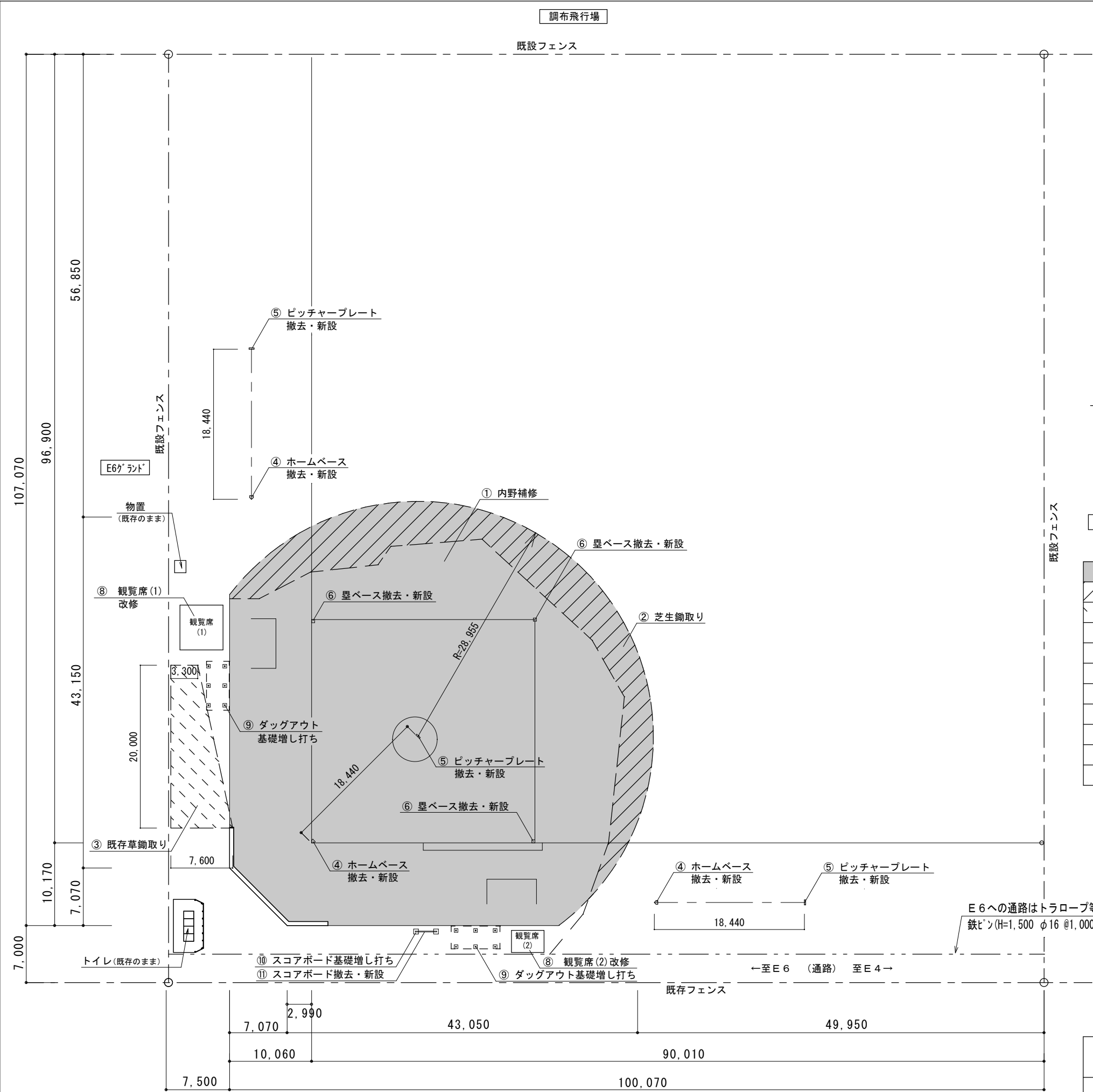
$$\frac{1}{30}$$

$$\frac{1}{20}$$

令和8年度	令和8年7月
 調布市総務部営繕課	

A-06
12枚の内





内野舗装断面図 S=1/10

E4*ランド*				
	①	内野補修	2,325㎡	黒土 7 : 中目砂 3 混合土 t=40mm
	②	草まじり芝生鋤取り	373㎡	
	③	既存草鋤取り	109㎡	
	④	ホームベース撤去・新設	3箇所	撤去新設 ※詳細はA-10参照
	⑤	ピッチャープレート撤去・新設	3箇所	撤去新設 ※詳細はA-10参照
	⑥	塁ベース撤去・新設	1組	撤去新設 ※詳細はA-10参照
	⑦	ポイント杭撤去・新設	29箇所	撤去新設 ※詳細はA-10参照
	⑧	観覧席(1)(2)改修	2箇所	改修 ※詳細はA-11参照
	⑨	ダッグアウト基礎増し打ち	12箇所	基礎増し打ち ※詳細はA-07参照
	⑩	スコアボード基礎増し打ち	2箇所	基礎増し打ち ※詳細はA-07参照
	⑪	スコアボード撤去・新設	1箇所	ボードのみ交換 ※詳細はA-11参照

件名

調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事

【E5グラウンド】

1/500

平面図

令和8年度

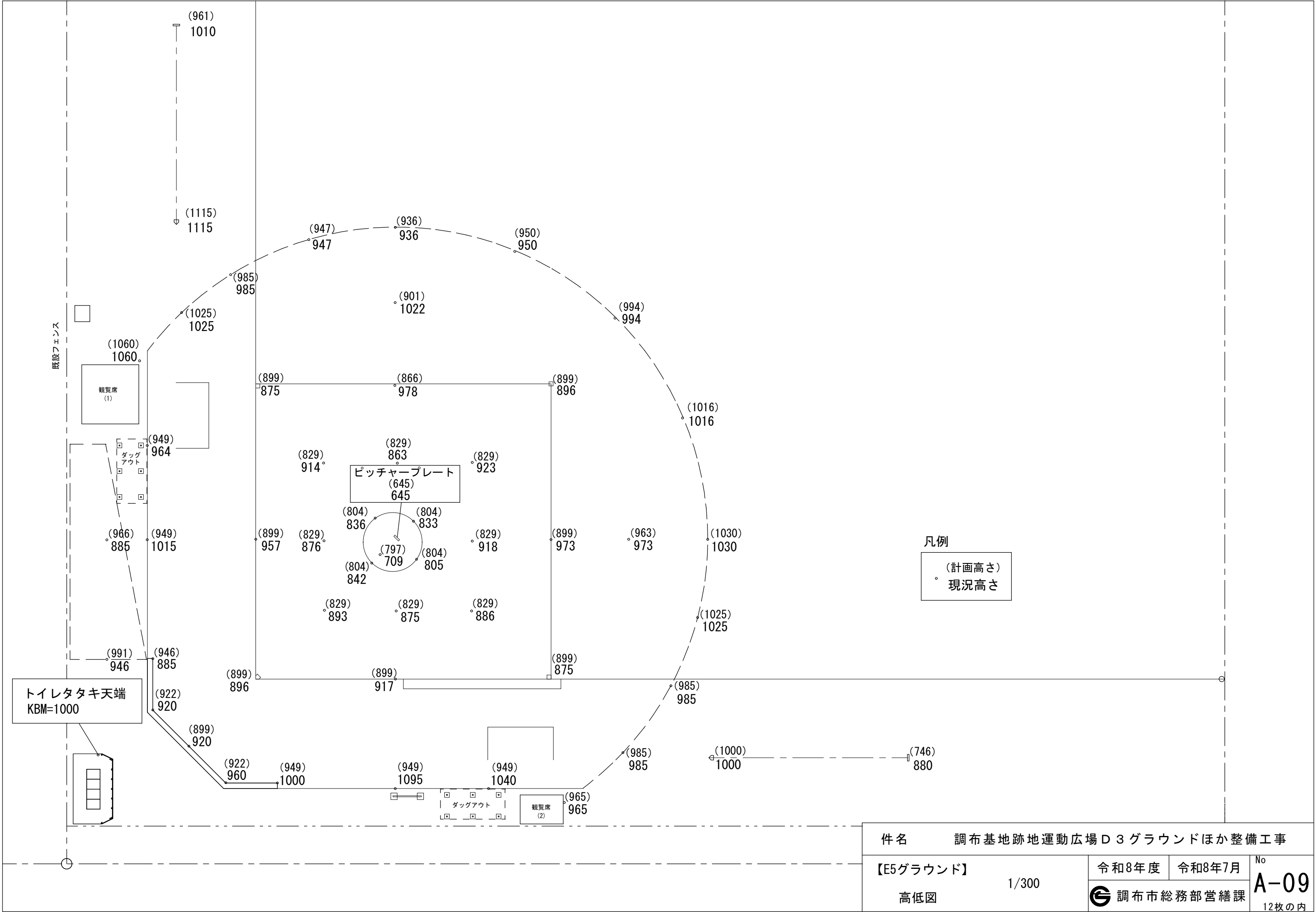
令和8年7月

調布市総務部営繕課

No

A-08

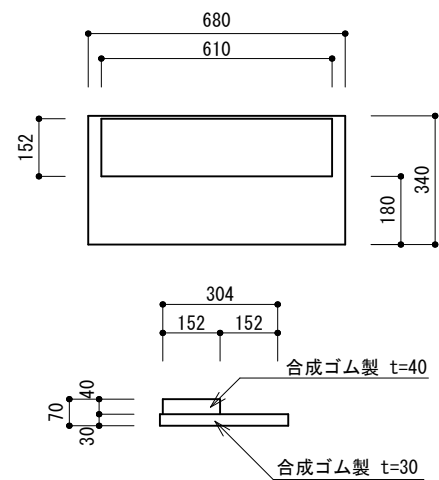
12枚の内



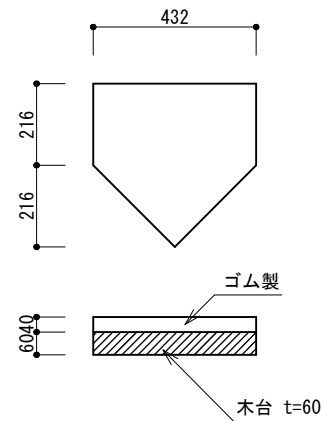
凡例
○ (計画高さ)
● (現況高さ)

件名					調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事					
【E5グラウンド】 高低図			1/300		令和8年度		令和8年7月		No	
					 調布市総務部営繕課		A-09		12枚の内	

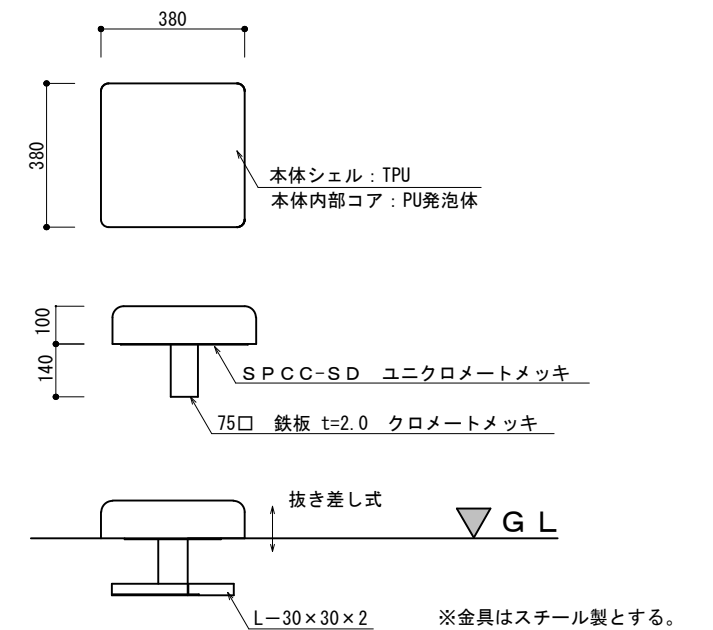
ピッチャープレート詳細図（参考図） 1/20



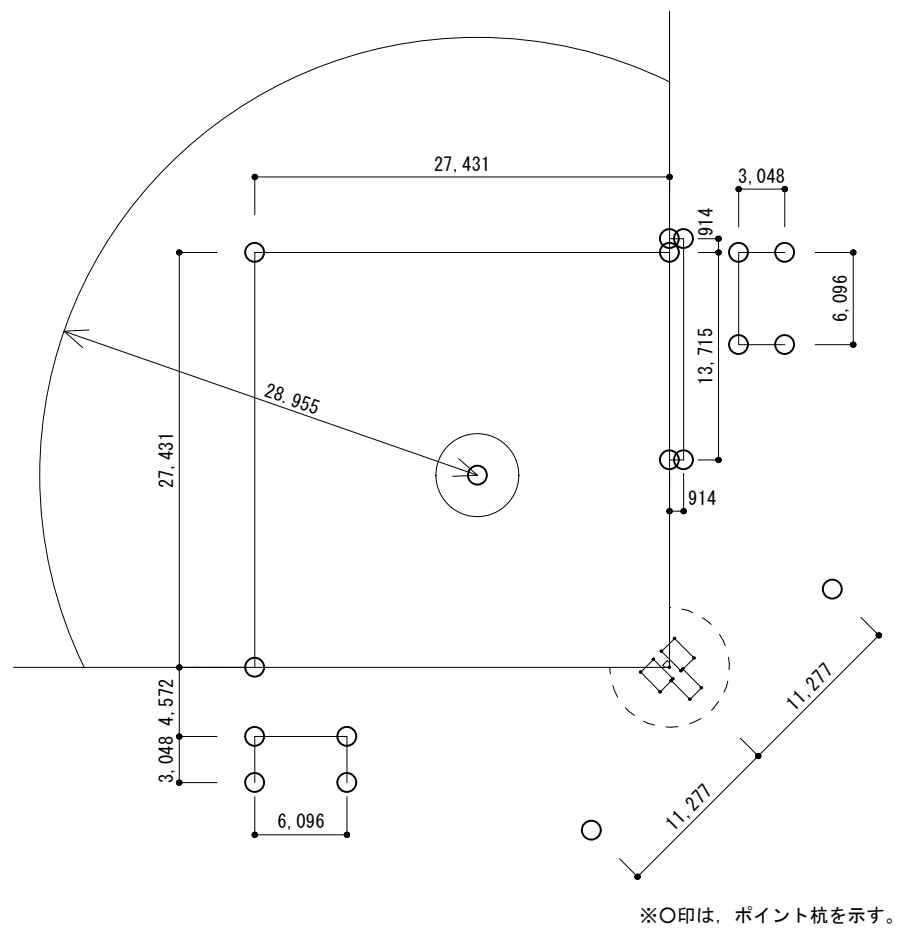
ホームページ詳細図（参考図） 1/20



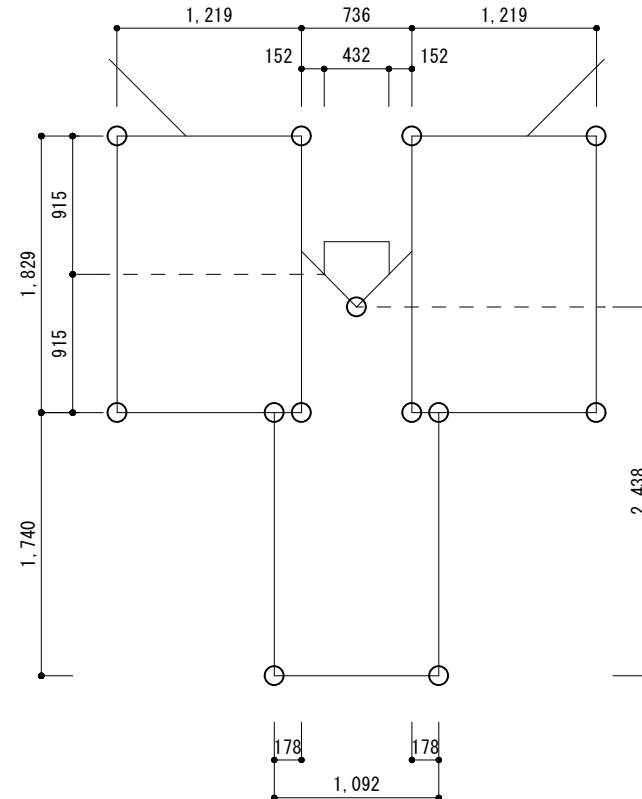
墨ベース詳細図（参考図） 1/20



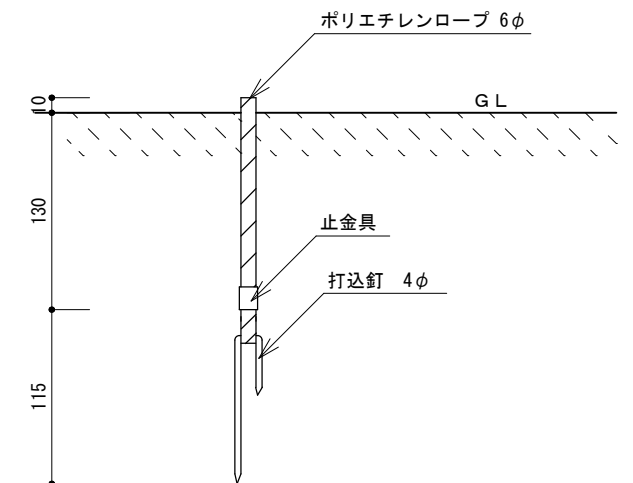
ポイント杭配置図 1/500



バッテリーボックス詳細図 1/50



ポイント杭詳細図（参考図） 1/5

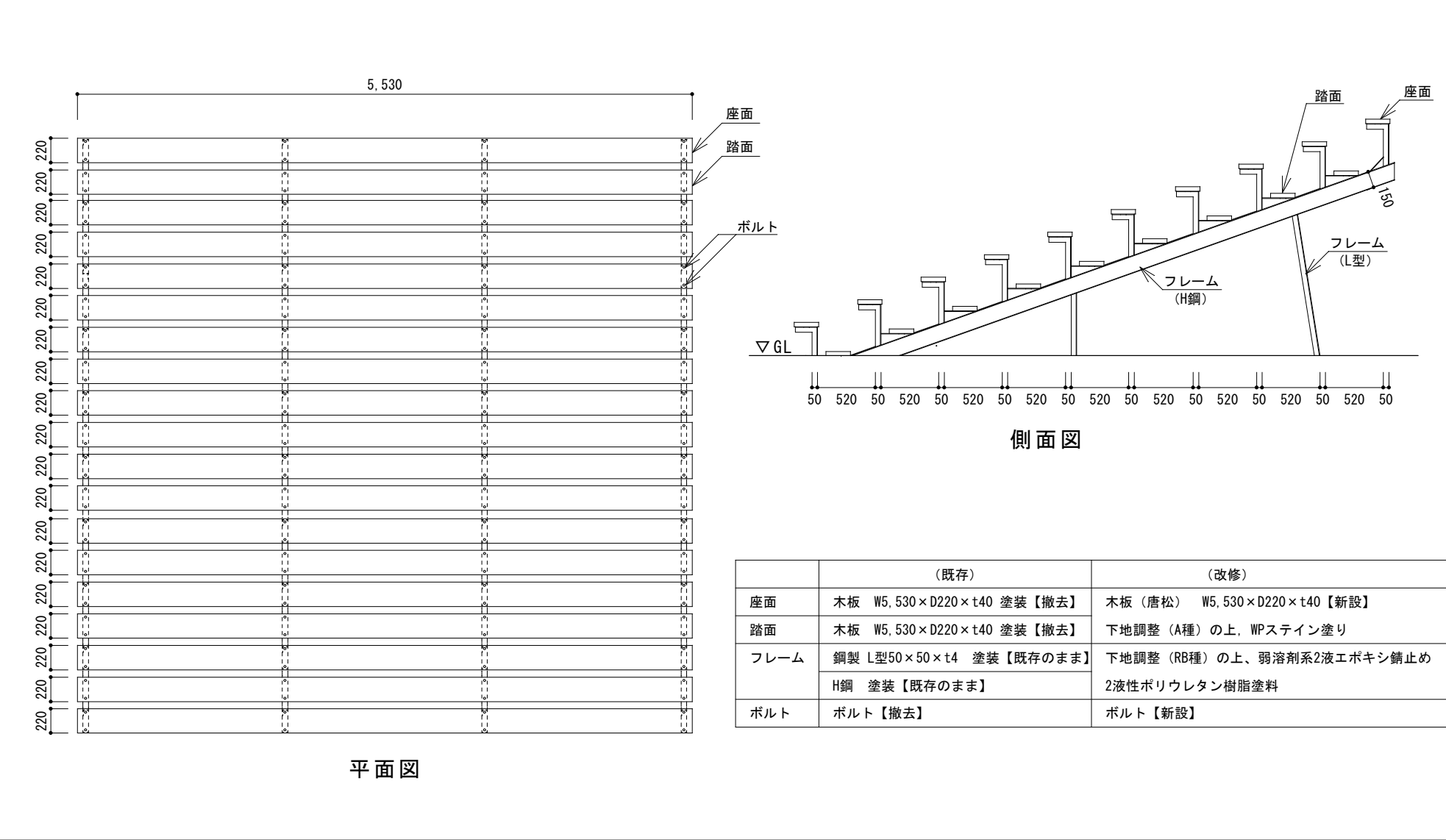


件名 調布基地跡地運動広場Ｄ３グラウンドほか整備工事

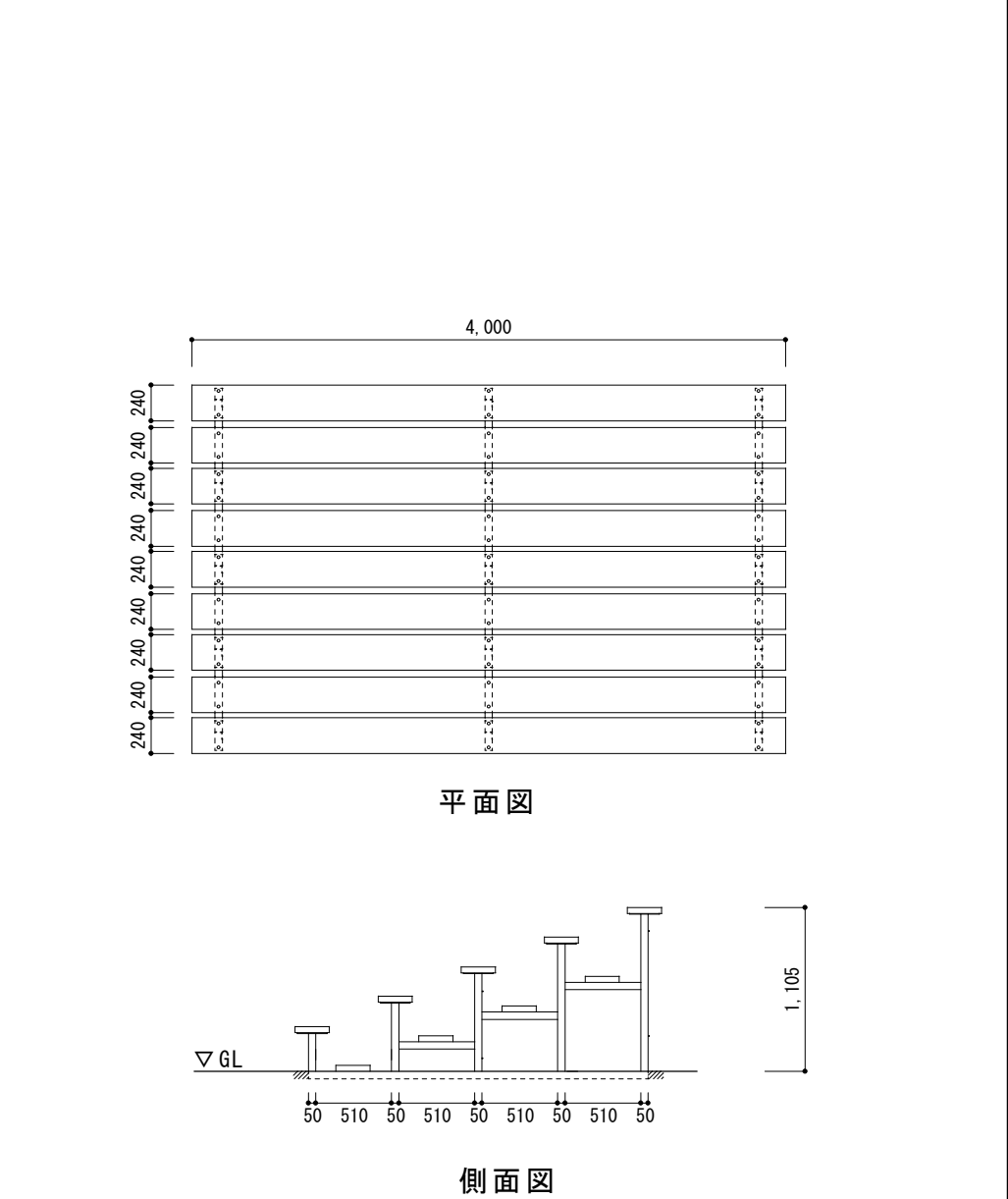
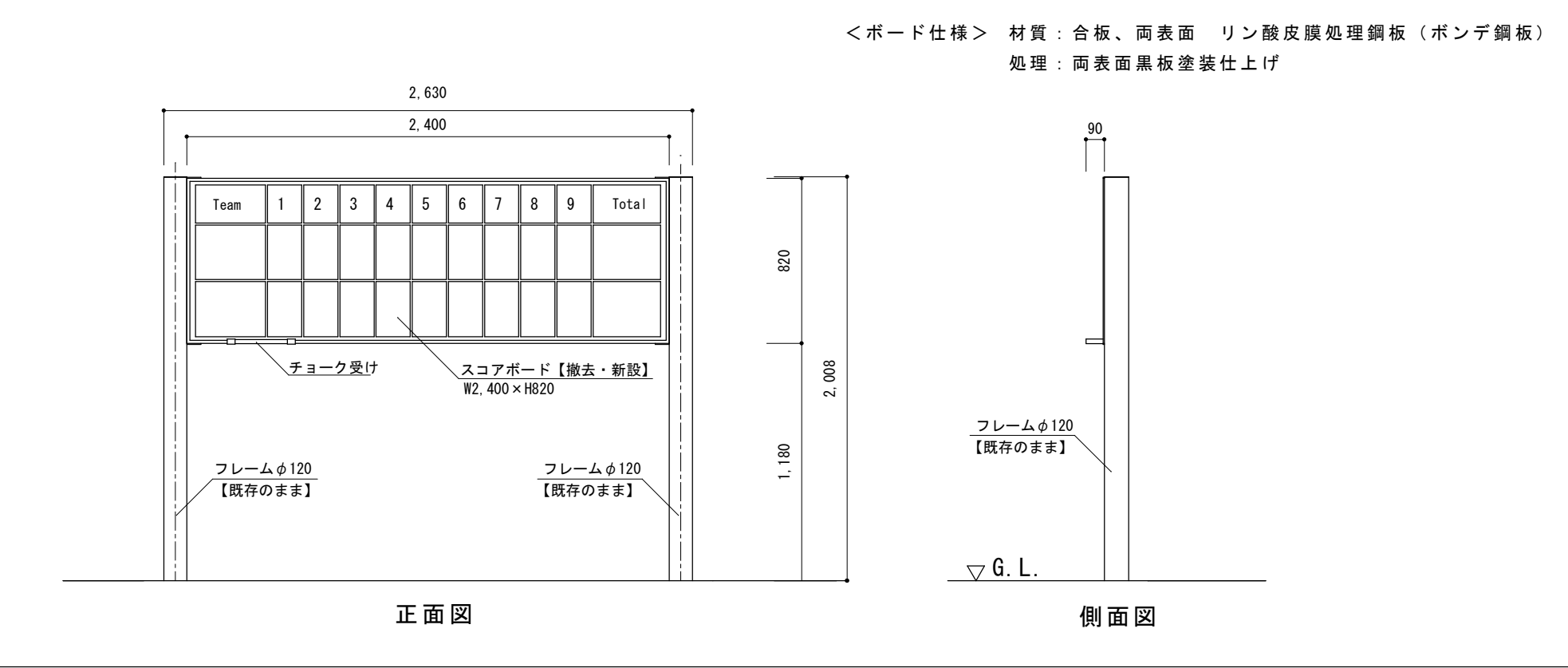
【E5グラウンド】
雑詳細図

令和8年度	令和8年7月
調布市総務部営繕課	

A-10
12枚の内



平面図



平面図

側面図

	(既存)	(改修)
座面	木板 W4000×D240×t40 塗装【撤去】	リサイクルプラスチック W4000×D240×t30 【新設】
踏面	木板 W4000×D240×t40 塗装【撤去】	(ポリエチレン・ポリプロピレン混合)
フレーム	鋼製 L型50×50×t4 塗装【既存のまま】	下地調整 (RB種) の上、弱溶剤系2液エポキシ錆止め
ブレース	鋼製 塗装【既存のまま】	2液性ポリウレタン樹脂塗料
ボルト	ボルト【撤去】	ボルト【新設】

件名	調布基地跡地運動広場D3グラウンドほか整備工事			
【E5グラウンド】 観覧席 スコアボード詳細図 (参考図)	1/50 1/30	令和8年度	令和8年7月	No
		調布市総務部営繕課		A-11
				12枚の内